

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和4年10月7日(2022.10.7)

【公開番号】特開2021-45422(P2021-45422A)

【公開日】令和3年3月25日(2021.3.25)

【年通号数】公開・登録公報2021-015

【出願番号】特願2019-170905(P2019-170905)

【国際特許分類】

A 63 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 63 F 7/02 304 D

【手続補正書】

【提出日】令和4年9月29日(2022.9.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

始動口へ入球し、開始条件を満たした場合に当りに関する抽選を行い、該抽選の結果に基づいて利益を付与する遊技機であって、

前記抽選の結果に基づいて図柄の変動表示を行う変動表示手段と、

前記図柄の変動表示の実行中に前記始動口への入球があった場合には、所定数を上限として情報を記憶する記憶手段と、

前記記憶手段に記憶されている情報に対応して保留表示を表示する保留表示手段と、

前記記憶手段に記憶されている情報に基づいて前記開始条件を満たすよりも前に前記当りに関する判定を行う事前判定手段と、

特別演出を含む複数の演出のなかから所定の演出を決定して実行する演出実行手段と、を備え、

前記特別演出は、前記始動口への入球があったときに、実行されている前記図柄の変動表示に対応する当りに関する抽選結果と、前記事前判定手段による判定結果とに基づき実行されうるように構成され、前記保留表示が表示される表示部とは異なる発光部を用いて実行されるものであり、前記記憶手段に記憶されている情報が上限に達していない状況で、前記図柄の変動表示が行われているときに前記始動口への入球があったタイミングで実行可能とされ、

前記特別演出が実行されているときに前記始動口への入球があったとしても、新たに前記特別演出が実行されることがないように構成され、

前記特別演出に用いられる前記発光部は、複数の発光部からなり、

前記特別演出は、複数の態様で実行可能である

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

しかしながら、上記した示唆演出では、表示手段に表示される保留表示の態様が変化す

50

ることによって、期待度を示唆することを可能にしているが、保留表示の態様として期待度の高い態様を示すか否かについては、保留表示の態様が変化可能な期間が終了するのを待つしかなく、そのような期間が終了するのを待ったとしても必ずしも期待度の高い態様を示すとは限らず、遊技興趣の低下を招いてしまう虞がある。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

10

上記した目的を達成するために、請求項1に係る発明においては、始動口へ入球し、開始条件を満たした場合に当りに関する抽選を行い、該抽選の結果に基づいて利益を付与する遊技機であって、

前記抽選の結果に基づいて図柄の変動表示を行う変動表示手段と、

前記図柄の変動表示の実行中に前記始動口への入球があった場合には、所定数を上限として情報を記憶する記憶手段と、

前記記憶手段に記憶されている情報に対応して保留表示を表示する保留表示手段と、

前記記憶手段に記憶されている情報に基づいて前記開始条件を満たすよりも前に前記当りに関する判定を行う事前判定手段と、

特別演出を含む複数の演出のなかから所定の演出を決定して実行する演出実行手段と、を備え、

前記特別演出は、前記始動口への入球があったときに、実行されている前記図柄の変動表示に対応する当りに関する抽選結果と、前記事前判定手段による判定結果とに基づき実行されうるように構成され、前記保留表示が表示される表示部とは異なる発光部を用いて実行されるものであり、前記記憶手段に記憶されている情報が上限に達していない状況で、前記図柄の変動表示が行われているときに前記始動口への入球があったタイミングで実行可能とされ、

前記特別演出が実行されているときに前記始動口への入球があったとしても、新たに前記特別演出が実行されることがないように構成され、

前記特別演出に用いられる前記発光部は、複数の発光部からなり、

前記特別演出は、複数の態様で実行可能である

30

ことを特徴とする。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

40

上記構成では、特別演出に関して、図柄の変動表示が実行されているときに始動口への入球があったタイミングで、実行されている図柄の変動表示に対応する当りに関する抽選結果と、事前判定手段による判定結果とに基づいて実行されることで、図柄の変動表示の実行中に始動口へ入球したときには、特別演出の実行により始動口への入球後に結果が示されることとなる図柄の変動表示（実行中の図柄の変動表示や、保留中の図柄の変動表示）のなかに当りが含まれるか否かの期待度を示唆することができ、実行中の図柄の変動表示に関する変動演出だけに注目することなく、始動口へ入球させようとする意欲を生じさせることから、遊技興趣の低下を抑制することができる（例えば、段落2389～2415、図245～246等の記載を参照）。

50